

テレビや雑誌に出られる？タレント・モデルオーディションの罠

子役タレントやアイドルグループが活躍し、社会現象になるほど大人気を得ています。我が子もひょっとしたら同じように芸能界で活躍することができるのでは、と子供の将来を夢描くこともあるかもしれません。しかし、こうした親心につけこんだ悪質な事業者にだまされたという相談が急増しています。平均契約金額も年々高額傾向にあり多額な違約金を請求されたというケースが多くあります。

事例 1

新聞広告を見て12歳の娘がタレントオーディションに申し込んだ。書類審査を経て二次面接を受けたところ当日の夜に合格の電話があった。翌日事業者が訪問ってきて「タレントになるお手伝いをします。登録料17万円、レッスン料50万円」と言われ契約した。しかしインターネットには悪い評判が書き込まれており解約したいが契約書に違約金は50%と書かれている。(46歳 女性)

事例 2

繁華街で「読者モデルをやらないか」と声をかけられた。
その場で写真を撮られ、翌日合格したと電話があった。宣伝用の写真を撮るために10万5千円必要と言われ支払ったが知人から写真代をだまし取る詐欺だとされた。(21歳 女性)

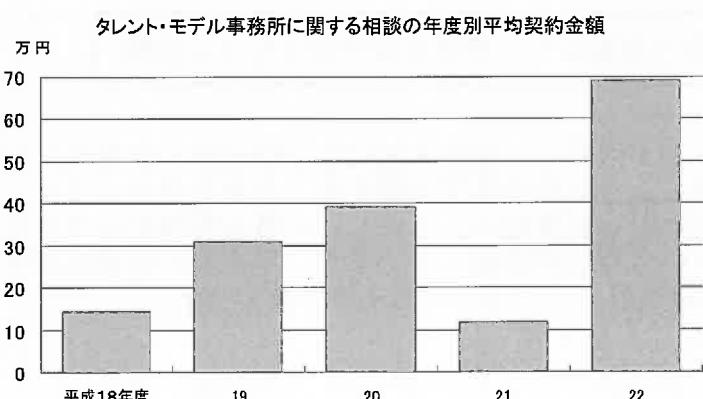
事例 3

ネットの広告を見て4歳と2歳の子供のオーディションを申し込んだ。面接に出かけたその場ですぐに合格と言われ、プロモーション用のDVD制作費として2人分で210万円の契約を結んだ。「モデルで収入が得られない人は1人もいない、最低でも60万円は稼げるから100万円の費用はすぐに取り戻せる」と言わされた。ホームページを見て社長の話がうそだと分かった。解約希望を伝えると60万円の違約金を請求された(39歳 女性)

アドバイス

- 店舗以外の場所で勧誘され契約した場合や、モデルとしての仕事を得るために写真代やレッスン料などの費用負担をさせられた場合は特定商取引法の規制対象となりクーリング・オフが可能となる場合があります。
- いずれにしてもタレントやモデルになる前に多額な金銭の負担を求めてくる場合は十分に注意が必要です。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。
土曜日は電話相談のみ受け付けています。



H 23. 7. 26 岐阜新聞掲載